一　保安林の所在場所　山形県鶴岡市中清水字桃木沢二三四、二八七から二九九まで
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県最上郡戸沢村大字角川字稔一八一七の一、一八二一、字山本一五五八の一、一五五九の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び戸沢村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒文字大明神二一二の三、二一二の六、鷹ノ巣二九の一〇
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道旭川市・雨竜郡幌加内町・河東郡上士幌町（以上一市二町国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに旭川市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道勇払郡厚真町字幌内一の二四から一の二八まで・二の一〇・二の一五・二の一七・二の一八・三七三の四・三七三の五・三七三の七・三七三の八・三八九の八から三八九の一〇まで・三九一の五から三九一の七まで・四三八の一九・四六三の一〇・五〇九の七（以上二十二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　ダム用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県西磐井郡平泉町長島字杉五八の五・七一の五（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県岩手郡葛巻町葛巻第五一地割字安孫一九の八八（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び葛巻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県岩手郡葛巻町葛巻第五一地割字安孫一九の八八（次の図に示す部分に限る。）、一九の八七、一九の八九から一九の九一まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び葛巻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市江刺区米里字舘沢一の三四から一の三六まで・一の五〇から一の五四まで・字古歌葉六四の五〇から六四の五五まで（以上十四筆国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

○国土交通省告示第八百八十号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第十八条の規定に基づき、同法第十五条第三項第二号に規定する登録水先人養成実施機関である国立大学法人神戸大学から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第二十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年七月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　代表者の氏名

変更前	福田　秀樹
変更後	武田　廣

二　変更した年月日　平成二十七年四月一日

○国土交通省告示第八百八十一号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第三十二条において準用する同法第十八条の規定に基づき、同法第三十条第三項第二号に規定する登録水先人養成実施機関である国立大学法人神戸大学から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第三十二条において準用する同法第二十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年七月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　代表者の氏名

変更前	福田　秀樹
変更後	武田　廣

二　変更した年月日　平成二十七年四月一日